

近所で工事をするにあいさつを装い、 屋根が壊れていると不安をあおる業者 にご注意！！

ひたちなか市内で、「屋根が壊れていると親方に言われたからお声かけした」「この先で工事をする」などあいさつを装い、屋根工事の契約をさせられたという相談が増えています。また、屋根工事だけでなく、床下工事や外壁工事などを次々に契約させられるトラブルも増えています。トラブルに巻き込まれた場合や不安になった場合は、消費生活センターへご相談ください。

※電話での相談や情報提供でも構いません。



⚠️ 玄関や窓を開けない！ 勧誘されてもすぐ契約しない

見知らぬ業者が来ても、すぐ玄関や窓を開けず、ドア越し・インターホン越しに会話しましょう。本当に住宅修理を考えている場合は、複数の業者から見積りを取り、その上で業者と契約をしましょう。契約内容（キャンセル料の有無/工事内容・工期・工事価格など）をきちんと読んで、判断しましょう。

⚠️ 業者名・担当者・勧誘の目的を聞きましょう

もし対応してしまったら、必ず業者名・担当者の名前・勧誘の目的を聞き取りし、名刺をもらいましょう。何かと理由をつけて名前を言わない業者には、特に気をつけましょう。

⚠️ 「無料」や「すぐに」と言われたら冷静に

「無料で」「今すぐに」と勧誘されても、その場で契約しないようにしましょう。一度冷静になり、本当に必要なものかどうか、家族や知り合いと話し合しましょう。



断るときは、はっきり言いましょう！！
「いません」「契約しません」と伝えてください。

断ってもしつこい時や、無断で家の中に入るような時は、警察を呼んでください。

上記のような勧誘を受けた、契約をしてしまったら・・・

ひたちなか市消費生活センター（029-273-0111 内線3233）

または 消費者ホットライン（188） にすぐご相談ください！